

広島県告示第二百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の所在地を変更した旨の届出があった。

令和八年三月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

名 称	所 在 地		変 更 年 月 日
	新	旧	
訪問看護ステーション あんさんぶる	東広島市西条中央三丁目 六番一号渡部ビル一〇五 号室	東広島市西条西本町二八 番六サンスクエア東広島 三階インキューベーション ルームD室	令和八年二月一日